

人を、想う力。街を、想う力。



報道関係各位



2018年4月26日

会社名 三菱地所株式会社
代表者名 執行役社長 吉田 淳一
コード番号 8802
問合せ先 広報部長 川崎 正人
(TEL 03-3287-5200)

中長期業績連動型株価連動報酬制度（ファントムストック）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、2016年度に導入した譲渡制限付株式報酬制度に加え、新たな中長期業績連動型株価連動報酬制度を導入する方針について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 制度見直しの目的及び背景

当社は現在、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的で、中長期業績連動報酬として、当社の執行役、執行役員およびグループ執行役員（以下、「業務執行役員」といいます。）に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

2017年度の税制改正により、金銭による株価連動報酬制度（ファントムストック）は業績連動給与の要件を満たすことで損金算入が可能になったことを受け、譲渡制限付株式報酬制度の一部をファントムストックに変更いたします。ファントムストックは株価連動で報酬額が決定されるため、「企業価値の持続的向上」および「株主との価値共有」という、当社の中長期業績連動報酬導入の目的は維持できるものであることから、業務執行役員に対する報酬内容として相当なものと考えております。

なお、譲渡制限付株式報酬制度の変動部分に使用していた評価指標である、株主総利回りの同業他社比較をファントムストックの評価指標として引き続き採用いたします。3年間の株主総利回りを使用していますので業務執行役員が短期的な株価上昇を目的とした判断をするリスクを回避できると考えます。

更に、当社報酬委員会は本年4月より、全委員が社外取締役となっているため、役員報酬の決定手続き等において、より一層の客観性および透明性の確保ができるものと考えております。

なお、現在の譲渡制限付株式報酬制度については、一部内容を見直した上で今後も継続いたします。見直し後の譲渡制限付株式報酬制度の概要については、本日付プレスリリース「株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 株価連動報酬制度（ファントムストック）の概要

① ファントムストックの付与対象者

当社の執行役、執行役員およびグループ執行役員

② 業務執行期間および評価期間

業務執行期間：毎年4月1日から翌年3月31日

評価期間：3年

③ 報酬決定方法

役位毎に定めた報酬基準額に以下(i)および(ii)を乗じ、金額を決定

(i) 評価期間における当社普通株式の株価変動割合

(ii) 評価期間における同業他社5社を含む6社間での株主総利回りの相対順位に応じた変動割合
(変動幅は、0%～100%)

※上記同業他社は、野村不動産ホールディングス株式会社、東急不動産ホールディングス株式会社、三井不動産株式会社、東京建物株式会社および住友不動産株式会社の5社

④ 配当等

当社が当社普通株式につき配当を行う場合であっても、ファントムストックについては、配当金なし配当金相当額の支払いを行わない

⑤その他

ファンタムストックに関する詳細は、有価証券報告書等で開示する

以上